

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

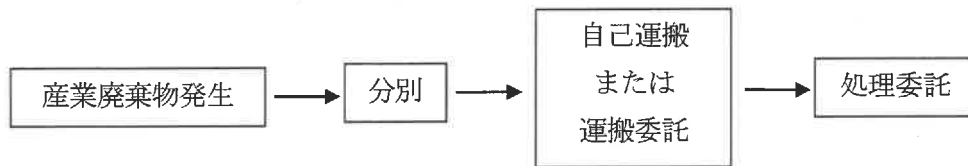
(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
令和6年 6月18日	
島根県知事	殿
	提出者 住 所 島根県飯石郡飯南町頓原2144番地 氏 名 株式会社 後 藤 建 設 代表取締役 後藤 幹司 電話番号 0854-72-0103
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	株式会社 後藤建設
事業場の所在地	島根県飯石郡飯南町頓原2144番地
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	総合建設業
② 事業の規模	527, 117千円 (令和4年度実績)
③ 従業員数	25人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	現場発生廃棄物 ↓↓ 運搬 (自社または委託業者) ↓↓ 中間処理施設 ↓↓ 最終処分場

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず
	排 出 量	653.56 t	672.49 t
	（これまでに実施した取組） 中間処理業者による再利用の促進 ○その他産業廃棄物 紙くず1.65t、ガラスくず等3.6t、金属類4.98t、廃石膏ボード0.44t、 廃プラスチック類9.8t、廃プラスチック類(石綿含有)0.02t		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず
	排 出 量	450.0 t	300.0 t
	（今後実施する予定の取組） 上記の取組みを継続する 工事着手前の計画段階で、産業廃棄物発生予定数量を把握し適切な資材納入及び再利用化を検討し減量に努める。 ○その他産業廃棄物 紙くず5.0t、ガラスくず等70.0t、金属類16.0t、廃石膏ボード18.0t、 廃プラスチック類15.0t、繊維くず0.5t、石綿含有廃棄物0.5t		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 現場ごとに分別を行っている。 また、石綿含有物については他廃棄物との混合を防ぐため厳重に分別を実施している。
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 上記取組みを継続する。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） 実施していない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） 実施予定なし		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） 実施していない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） 実施予定なし		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	実施していない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	実施予定なし		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	全品目（別紙のとおり）	
	全処理委託量	1346.54 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	667.26 t	t
	再生利用業者への処理委託量	1346.52 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	委託基準に従って、産業廃棄物を委託できる業者を選定し、書面による契約を実施。		

(第5面)

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	全品目（別紙のとおり）	
	全 処 理 委 託 量	875.0 t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	401.5 t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	813.5 t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・再生利用可能な廃棄物は、再生処理業者へ処理委託する。 ・可能な限り優良認定処理業者から選定する。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

令和5年度 産業廃棄物処理委託実績

産業廃棄物の種類	排出量(t)	処理委託先による区分	
		優良認定処理業者への 処理委託量(t)	再生利用業者への 処理委託量(t)
がれき類	653.56	3.26	653.56
紙くず	1.65	1.65	1.65
ガラスくず	3.6	3.6	3.6
木くず	672.49	643.51	672.49
金属くず	4.98	4.98	4.98
廃石膏ボード	0.44	0.44	0.44
廃プラスチック類	9.8	9.8	9.8
繊維くず			
石綿含有廃棄物	0.02	0.02	
合 計	1346.54	667.26	1346.52

令和6年度 産業廃棄物処理委託計画

産業廃棄物の種類	排出量(t)	処理委託先による区分	
		優良認定処理業者への 処理委託量(t)	再生利用業者への 処理委託量(t)
がれき類	450.0	70.0	450.0
紙くず	5.0	5.0	5.0
ガラスくず	70.0	70.0	9.0
木くず	300.0	206.5	300.0
金属くず	16.0	16.0	16.0
廃石膏ボード	18.0	18.0	18.0
廃プラスチック類	15.0	15.0	15.0
繊維くず	0.5	0.5	0.5
石綿含有廃棄物	0.5	0.5	
合 計	875.0	401.5	813.5